

令和5年度第1回四條畷市男女共同参画審議会 会議録

1. 日 時：令和5年11月20日（月）10時00分～11時35分

2. 場 所：委員会室

3. 出席者：（委員）11名

細見 三英子委員（会長）、リングホファー・マンフレッド委員（副会長）、木下 みゆき委員、
岸田 敦子委員、土井 一慶委員、山崎 譲委員、鹿海 由利子委員、
細山田 恵一委員、佐々木 興子委員、山北 真理委員、吉田 依子委員 ※順不同

（事務局）4名

笹田（市民生活部長）、太田（人権・市民相談課長）

谷口（人権・市民相談課長代理兼主任）、織田（人権・市民相談課主査）

（質疑応答のため事前質問のあった所管課より代表者出席）

荒堀（施設再編課主任）溝口（人事課長）、森（農業委員会事務局主任(併)地域振興課主任）、
阪本（危機管理課主任）、森田（子ども政策課副主幹）、尾本（子ども支援課長）
皆木（子育て総合支援センター長代理）、北村（保健センター長代理）戸高（会計課長代理）、
大塚（学校教育課）、広谷（教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長）、賀藤
（学校給食センター所長）、神本（スポーツ・文化財振興課長）、安田（文化・公民館振興課長）

欠席者：（委員）1名

傍 聴：0名

4. 主な審議案件

- (1) 四條畷市男女共同参画推進計画（なわてあじさいプラン）の進捗状況の報告について
- (2) その他

5. 配布資料

- (1) 次第
- (2) 委員名簿
- (3) 出席課一覧
- (4) 事前質問一覧
- (5) 数値目標の進捗状況（修正版）
- (6) 男女共同参画に関するアンケート調査（案）

6. 会議録

●事務局

ただいまから令和5年度四條畷市男女共同参画審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。まず、本日の委員の出席状況でございますが、審議会委員総数 12名中、出席委員 11名でございます。男女共同参画推進条例施行規則第13条の第2項の規定に基づき、過半数の出席を頂いておりますので、本日の会議が成立してございますことをご報告させていただきます。また、この審議会につきましては「会議の公開に関する指針」に基づきまして公開といたしておりますのでよろしくお願いいたします。なお、現在傍聴希望者はおられないことをご報告させていただきます。

はじめに、委嘱状の交付でございますが、すでに皆さまの机上に配布させていただいております。ご確認をもって交付に代えさせていただきますと存じます。それでは、開会にあたりまして、東市長からご挨拶を申し上げます。

《市長挨拶》

●事務局

ありがとうございました。本日は新しい審議会委員の方もおられますので、かんたんに自己紹介をお願いいたします。

《自己紹介》

●事務局

これより議事に入りますが、市長と部長は公務のため退席させていただきます。

《市長・部長退室》

●事務局

最初にお願いがございます。議事録作成のため、ご発言いただく際はマイクの使用をお願いいたします。それでは、お配りしている資料について、確認させていただきます。本日配布の「会議次第」「委員名簿」「出席課一覧」「事前質問一覧」「進捗状況(修正版)」「男女共同参画に関するアンケート調査(案)」、事前に送付済みの「令和4年度実績報告書」がお手元にありますでしょうか。

不足の資料がある方はお知らせください。議事の進行につきましては、本来であれば会長にさせていただくところでございますが、今回は会長および副会長を選出いただくまでは、引き続き事務局で進行させていただきます。それではまず「会長の選任について」でございますが、四條畷市男女共同参画推進条例施行規則第12条第1項により、委員の互選で定めることとなっております。委員の皆様のご意見をお願いします。

●鹿海委員

引き続き、細見委員にお願いしたいと思います。

(異議なし)

●事務局

ありがとうございます。おそれ入りますが、細見委員は会長席の方へお移りいただき、就任のあいさつをお願いします。

●会長

《挨拶》

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、副会長の選任につきましても同じように、委員の互選で定めることとなっております。委員の皆様のご意見をお願いします。

●吉田委員

引き続きリングホーファー・マンフレッド委員にお願いしたいと思います。

(異議なし)

●事務局

おそれ入りますが、リングホーファー委員は副会長席へお移りいただき、挨拶をお願いします。

●副会長

《挨拶》

●事務局

これより議事進行につきましては、四條畷市男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項の規定により、細見会長をお願いいたします。それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

●会長

それでは本日の議題に入りますのでよろしくお願いします。(1)第2次なわてあじさいプランの進捗状況の報告について事務局よりお願いします。

●事務局

令和4年度の進捗状況の報告書にもとづき、委員より事前にいただいた質問の回答を作成しました。まずは質問とその回答内容をご確認いただき、後に質疑応答としたいと思います。

●会長

みなさんからいただいた質問を庁内で確認いただき、回答をすでにいただいています。

それがお手元に配られているということですね。それぞれ出した質問に対してどういう回答があったかご確認をいただき、さらに聞きたいこと等があれば言っただき、担当部局とディスカッションしたいと思います。だいたい分かったということであれば、パスしていただいてもかまいません。それでは5分か10分ぐらい時間を取ります。

《確認》

●会長

それではみなさま、いいでしょうか。読んでいただけましたでしょうか。回答内容をふまえて何かご意見、ご質問はありませんか。それでは1番目、私が6問質問しました。

1番は男性の育児参加に効果があったことを教えてください。ということですが、回答の中にパパママ教室というのがあって、先輩パパの体験談を聞くというのがあるんですね。いいアイデアだと思うんですが、いかがでしょうか。体験談を聞くというのは、どのように運営されているのでしょうか。担当課にお聞きしたいと思います。

●保健センター

先輩パパというのは乳幼児の育児をされているパパのことで、ママパパ教室に参加してこられた方の中から、声かけをさせてもらってお話をしにきていただいています。

●会長

そういう取り組みは男性の育児参加に効果があるんですね。

●保健センター

9割以上の方が妊婦さんと一緒に参加されているという状況なので、効果はあると思っております。

●会長

傍観者的に参加されるのではなく、主体的な視点で体験するのはすごくいいアイデアだと思います。

次の地域振興課なのですが、自治会から相談がどれぐらいありますか、ということをお聞きしました。令和4年度は自治会からの相談はなかったということですね。これは自治会からの相談があれば対応する、なければ対応しないという従来のレスポンスの方向になってしまうんですね。なぜ自治会からの相談が必要なのか、というそのあたりの意識をお聞きしたいと思います。

●地域振興課

相談がなかったという点についてですが、自治会の役員さんの役選があるタイミングで、自治会の代表者が集まる会

議の場において、あじさいプランの概要をご説明させていただき、男女共同参画について取り組んでいる点にご理解を求めているところです。

その他、日々自治会長とやりとりをしている中で、自治会役員の担い手であったり、男女共同参画に係る部分については、あじさいプランの規定に基づいて取り組んでいるところではありますが、具体的な相談はなかったため、そのような回答になっています。

役員の改選が年度末ということもありますので、まずは、そのタイミングに合わせた周知を繰り返すなかで、当課に対して相談しやすい環境づくりを作り、相談件数を増やしていきたいと思っております。

●会長

改選の時期は年度末になるんですね。

●地域振興課

自治会にはよりますが、総会のタイミングが4月～5月が多く、昨年度については、前もって3月の会議の場で、こういった説明をさせていただきました。

●会長

それでもレスポンスがなかったということですから、数値目標というわけではないですが、難しいとは思いますが、効果的なやり方を形がでるようにやっていただけたらと思います。

岸田委員どうぞ。

●岸田委員

自治会のことで話がでたので。清瀧自治会の会員をやらせていただいております、前回から総会も出席したのですが、女性会というのが清瀧にあって、どんな役割をしているのかという質問がありました。自治会の会員の中から輪番制でまわってきて、なり手がいないということで、内容を聞いてみましたら、台所仕事やいろいろな行事の下準備として、女性の力をかりるような役割でした。

その場では出ませんでした、終わった後で、そういう仕事を女性が担うのは時代遅れではないのかとか、なり手がなくなると意見も聞きました。

全部の自治会かどうかは分かりませんが、女性会として女性が下働きの役割を担わされている状況がまだあります。各自治会ごとで話をしないといけないのかもしれませんが、そういう実態があることも行政も把握をしていただいて、少しでも役割解消の方向に話を持って行っていただくような啓発をお願いできたらと思います。

●山崎委員

岸田委員が言われたとおり、自治会というのは男性優位の団体だと思います。男女共同参画以前に、男性優位の中で育った世代が職についておられますので、男女共同参画の主旨を説明しても完全に受入れてくれているか、というように思います。

地域振興課の方が説明はしているとおっしゃっていましたが、意識を変えていくためにも何回か説明をされた方がよいかと思います。若い人も出てきておられるので、徐々に変わっていくとは思いますが。私のところの組織では、男女共同参画も進んでいますので、地域振興課でご協力いただければ、自治会組織も変わってくると思います。

●会長

ありがとうございました。

●地域振興課

自治会につきましては、皆様ご存じのとおり住民主体で活動されている組織ということで、市と対等な関係にあります。指導をするような立場ではないですけれども、委員のみなさんがおっしゃっていただいたように、まだ浸透ということで課題等あるかと思っていますので、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

●会長

ありがとうございました。次の質問で、庁内の掲示板でポスターを掲示しているということです。何かありますでしょうか。心に届くという部分で子どもたちや職員の方もそうかもしれませんが、啓発ポスターで触発される人と、そうじゃない人にも心に届くようなアピールの仕方はなかなか難しいかもしれませんが、どうでしょうか。

学校教育課の方が来ていただいているので、同じようなことではありますが、薬物乱用防止について、感染症、薬物が体に与える影響について学年の実態に応じたかたちで、カリキュラムに沿って指導を行っているということで、そうだとおもうのですが、何か効果的な工夫ができないかなと思うのですが、何かヒントはないでしょうか。

●教育支援センター

保健分野の方で、教育課程が変わる10年前、20年前は5年生で性教育の授業をやっていた時代があったのが、今は小学校3年生、4年生におりてきています。その中で薬物についても入ってきたというのが大きな特徴だと思っているのですが、薬物の最初の喫煙と飲酒から入っていたのが現在では大麻、覚醒剤にふみこんで話をするようになっていきます。プラスしまして、学校薬剤師の方が薬物乱用防止教室を小学校6年生と中学校。中学校は枚方サポートセンターの方に来ていただいて、今の実態であるとか、薬物を使用した時にはこういう症状が出る「ダメ、絶対」という言葉があるのですが、しっかり子ども達に周知し、周りに使っている子がいても先生に言えないよね、ということで、相談窓口の電話番号の周知をして啓発をさせていただいています。

●会長

ありがとうございます。どうぞ。

●佐々木委員

薬物だけではなく、オーバードーズという市販の薬を大量に飲む市販薬の乱用というのがあります。結局薬物と同じになる。病院で処方される場合には、適正な処方がされるんですけども、市販薬の場合はそうではなかったりするわけですね。

本当にその薬だけを大量に購入して、そのまま持ち帰ると家族にばれますので、その場で中身の薬だけを普通の紙袋に入れて持って帰るというお客さんが過去にいらっしゃいました。

これは大人の話ですが、子どもにおりてきています。中学生、高校生でも市販薬がドラッグストアで簡単に買える状況になっていますので、それが心身に悪影響を与えることになってきている。それが大麻とかの入口を低くしてしまっていることがあるので、オーバードーズについても啓発していただけるとありがたいと思います。

●会長

今、マスコミでも騒がれていますけれども、小学校、中学校、高校から地道な心に響くような指導、啓発が必要だということですね。先生に聞くのもいいですが、佐々木さんのような方からお話をさせていただくのもいいと思います。

●佐々木委員

時代が変わっていろんな薬も出てきていますので、具体的な市販薬の名前を出すことは控えますが、変な意味で、どれをどれくらい飲んだら効くという情報が SNS で出回りやすいので、気を付けていただけたらと思います。

●会長

ぜひ参考にしてください。

●会長

私の質問ですが、ひとり親家庭について。ニーズに合った支援について提供したり、関係機関につないでいるということですが、現場の感覚でこれは効果が上がっているということについて、支援センターにお聞きしたいと思います。

●子育て支援センター

ひとり親家庭の支援について、どのような支援を必要としていて、ニーズに合った支援について効果が上がっているかどうかですけれども、1件ずつ件数を数えているわけではないのですが、ひとり親さんの支援は母の方が多いです

が、お子さんを育てながら、なかなかうまくつながれないということがありますので、アウトリーチと言いますか、関係各課に同行して支援につなげていっています。把握している分に関しては、支援につながっているのではないかと思います。

●子ども支援課

子ども支援課では母子・父子自立支援員の担当を配置しております、母子の方も父子の方も離婚前の方もうちの窓口にご相談に来られます。回答にも記載しましたとおり、働いている方もおられるので、事前予約制にはなりますが、時間外も面談を行っております。

先ほど子育て支援センターからありましたように、最近の特長として、いろんな特性をお持ちの方が来られることが多く、こういう手続きをとっていただけたら、こういう手当や支援施策が使えますよとか、なかなか手続き自体を行うことが難しい方が増えていまして、今年の8月から当課のほうで庁外での手続きの同行支援、例えば裁判所や年金事務所であったり医療機関に手続きを取りに行く時に、ヘルパーの派遣事務所から同行支援を派遣いただいて、一緒に手続きに行っていたかという事業を始めました。

思っていた以上にニーズがありまして、裁判所に行きたいけど不安なので誰か同行していただけないかとか、そもそも普段から支援に入っていたかという障がいの事業所からも要請があつたりします。なかなかご自身での手続きが難しい方や不安である方が増えているということを感じているところです。

●会長

そうですね、相談だけじゃなくて一步踏み出すための支援も新しくついてきてるということですね。大変よく分かりました。すごく大切なことだと思います。スタッフの方は足りているんですか。

●子ども支援課

なかなか苦しいです。全員フル稼働の状態ですね。ここにも書いてありますが、特に児童扶養手当が前年度の所得と世帯の状況を参考にして、次年度の更新を行うので8月1日から末までの間、それ以降も受け付けてはおるんですけども、現況届で手続きにお越しいただくんですけども、面談もありますので、全スタッフが対応にあたっている状況です。

●会長

そのあたりは人事課に聞いてみたらいいでしょうか。

●人事課

人事課としましては全体サイクルで人事を行っておりますので、しっかりと現場の声を聞きながら、配置をしていけると考えております。

●会長

どうぞ。

●鹿海委員

同行支援のサポートというのは四條畷市オリジナルなのか、他市でもされていることなのでしょう。

●子ども支援課長

国の補助要綱に母子家庭対策総合支援事業というのがありまして、その中に同行支援事業というのがメニュー化されていたのですが、すでに実施されているところは双子さんや三つ子さんの場合で、誰かの補助をいただけないと、買い物に行く時にしんどい、そういう趣旨のものはあったのですが、全国いろんなホームページを確認してみなかったのが、比較的早いほうになると思います。これからまた新たに要綱を改正して行う自治体が増えるのではないかと思います。

●鹿海委員

ありがとうございます。人権相談をしたときに「誰が私を助けてくれますか。」と切羽詰まって電話をしてこられる方が

最近多いなと思っております。自治体の保健センターやいろんなところで助けてもらえますよ、ということをお伝えするんですけども、なかなか自分でそれをする、というのがしづらい方が増えているのかなと思っていて、具体的に同行支援をしてもらえらる自治体もあるから、一度相談してみたら、という案内ができるのであれば、お話しやすいと思ったので伺いました。

●会長

私は審議会の女性委員の割合が、令和7年の最終年には各委員60%実現するというのを、どう近づけるか、各課に聞いたのですけれども。図書館から10人のうち7人が女性委員で70%。図書館だからということではないのでしょうか、非常に楽しくやっておられるのがこの文面から読み取れるわけですね。女性の登用を促進していくことはこんなにいい事ですよという、成功談をぜひ共有していただきたいんですけども、今日は来ておられないですよ。数値目標が実現できればこんなにいいですよということを庁内で共有いただければと思います。

数値ばかりにとらわれて、無理だろうということになってしまっは変わらないと思いますので。もう一度目標を見直していただいて、どこをどうしたらということを各課でお考えいただければと思います。

リングホーファー委員はどこを中心に質問されますか。

●副会長

私は質問の回答を見て一つ質問がありますけれども8番がですね、人数が報告書にあった方がいいですね。参加者が少ないからとか、そういうことは別にして、どうやって参加者が得られるかといことを工夫していただいて、回数とか時間とかのご記入をお願いしたいです。9番ですが、ハード面が多すぎてソフト面が少なすぎる。本当は保育所、幼稚園の先生からそういう問題意識があった方がいいですね。成長の早い段階で、家庭において先入観とか影響を受けるお子さんがいるわけですね。

10ですが、これも大事ですよ。今はいろんな情報が入ってきますね。知らないところで変な考えをもつこともあるわけですよ。そこで、お聞きしたいのが、例えばLGBTとかいろいろあるわけですよ。

専門家を学校に呼んで、教員を対象の講演会はされていますか。

●学校教育課

市の人権教育団体のほうで、講師として呼びまして講演会を実施しています。

●副会長

全ての教員、学校ですか。1年に何回ぐらいされていますか。

●学校教育課

全ての教員というわけにはいきませんが、年に2回やっております。いろんな団体が研修会をやっておりますので、北河内の人権団体であったり必ず部会がありますので、そういったところで研修が行われているわけです。どれ以外にも人権にかかわってきます部落問題であったり、いろんな講座がある中での1つとして必ず含まれています。

●副会長

一人でも多くの人に専門家を呼んで講義を受けてもらいたいと思います。男女平等とか分担についてですが、私も妻と話し合いをして誰が家事をやるか、全部前もって決めました。結婚する前にも平等意識を持っている人を選ぶということですね。そういうことも含めて男女共同参画を早い段階で教育の中に入れるべきだと思います。

●会長

ハードウェアとソフトウェアというのは大切なことだと思います。ハードウェアというのはいわゆる体制のことですよ。体制は2年に1回やっているとか年に何回やっているとうことで、そこでどのようなソフトウェアが用意されているのか、というのをみなさんが知恵をしばっていただきたい。

その知恵のなかに四條畷市の当事者であるとか、効果的な政策ですよ。子ども達に響くような SNS じゃないソフトウェアですよ。そういうものを提示していくことが必要ではないかと思ひます。

●鹿海委員

15番については了解しました。次回の時にこういった形を取り入れていただけたらと思います。毎年申し上げていて恐縮なのですが、16番のデートDVの予防講座が本当に残念で、コロナ禍前は毎年3校ぐらい出前講座ができていたと思います。それがコロナになって途切れてしまったというのは、本当に残念に思います。リーフレットに在庫があるかわからないということですが、もし在庫がなくても来年度、必ず持っていない子に届くように計画をしていただきたい。継続的に、少なくともリーフレットだけでも届けるということをしていただきたい。

カリキュラムから一度はずれると、なかなか潜り込めないというのはよくわかりますけれども、学校教育課のほうからもお口添えいただいて、いろんな既成概念が入る前の子ども達にデートDVの概念を伝えるというのは、ものすごく大事なことだと思います。40校ぐらいの小中学校を抱えている市ならとてもではないけれどもできませんが、小さな市だからこそできる、きめ細かなケアというのがあると思うので、ぜひともこの出前講座の復活をお願いしたいと思います。17番に関しても幼少期の気恥ずかしさとか、まだ何にもない時に教え込むのは効果的なことだと思うので、悲しい思いをする前にプライベートゾーンのことも、何が大事なのか教えてあげたいと思います。デートDVのことについても、人権擁護委員の組織体でお手伝いすることができますので、ぜひ活用していただけたらと思います。

●会長

はい、どうぞ。

●吉田委員

私が今携わっているところでも、デートDVの中学校へのアウトリーチを3年前からやっております。生徒たちの半数以上がデートDVの内容を知らなかった、とアンケートの中で答えてくれています。学年ごとにさせていただいているのですが、年に3、4か所しか行けてないですけれども、継続していくことが大事だと思っています。このタイミングで授業を受けなければ、高校等で取り上げることもなかなかないかなと思いますので、デートDVの出前講座はぜひ実施していただきたいと思います。

●会長

担当課から何かございますか。

●人権・市民相談課

人権・市民相談課のほうでは引き続きお願いにはなってしまうのですが、できるだけ学校に向けて依頼をしていきたいです。

●木下委員

鹿海委員のご指摘とも少し内容がかぶるのですが、動画について、大阪府のもずやんのレスキューキットというのがあって、デートDVの使いやすい教材を作っておられます。重ねて若い人にメッセージを伝えていただきたい。

大学でも使っております。1回生全員に教室ではなくて、ラーニングマネジメントシステムで動画配信ができますので、視聴した感想を全員に書いていただくということを行っていることもありますので、出前でリアルにということも大事ですが、なかなか予算や人員体制で成り立たないこともあると思いますので、外部でお作りになった有効な教材を活用することも方法の一つだと思います。

●会長

次に佐々木さんどうぞ。

●佐々木委員

問20ですけれども、どのように個別相談で男女の家庭への参画をどのように伝えていきますかという問いです。審議会委員としては「少しだけでも」という言葉さえなければ私としても「はい」と言えるのですけれども、男女の家庭の責任のありようをどのように伝えていくか。男女間のありようをお伝えする場に「少しだけ」というのはいけないのではないか、というのが私の感想です。

問21については、①について男女比がどうなっていますか、の問いに対して、属性について把握しておりませんとあるのですけれども、把握しないとあかんというわけではないのですけれども、私としては把握されてもよいのではないかなと思います。昔から、スポーツの指導者の男性優位な社会がずっと長いので、なるべく均等にしておいた方が、いろんなことで不具合が起りにくいのではないかなと思います。

②の問いについてなのですが、近年審議会でも審議されていると書いてくださっているんですね。審議というのは、ここにも書いてありますが、もう少し具体的にお伺いできたらと思うのと、③について女性特有の健康の配慮は指導者の意識の面が大きく、一概に女性の方が配慮しやすいとは言えないと考えていますとのお答えですが、考えているのは誰?ということで、スポーツの指導者から指導される人たちが、いえいえ大丈夫です、とおっしゃられているのなら分かるのですが、指導者のほうからそういうご意見がでると、それって本当?と考えてしまうので、女性は特に男性ももちろんあるとは思いますが、成長ホルモンの関係で、激しくスポーツをすると無月経になったりとか、体調の変化が出やすいのではないかなと思います。

スポーツ界でもスポーツをする女性の健康問題とか人権について、関心が寄せられています。スポーツの人権侵害ということが時々ニュースでも出てきますよね。もうちょっと配慮があってもよいのではないかなと思うのが私の意見です。

●会長

佐々木さんからの意見なのですが、スポーツ審議会というのは大阪府の審議会でしたら女性の割合についてはここでは議論できないですね。

●佐々木委員

四條畷市のスポーツの指導者はどれぐらいいて、男女比がどうなのかということは、お答えしていただいてもいいかなと思いました。

●会長

担当課は来ていらっしゃるんですよ、どうぞ。

●スポーツ・文化財振興課

スポーツ団体は市内に多数ありまして、指導者を把握する現状が今ないのですが、市内には大きな連盟の集まりが2団体あります。四條畷市体育協会と子ども達を指導する、四條畷市スポーツ少年団本部という団体があるのですが、指導者ではありませんが、代表者としての委員の割合は体育協会の女性の割合が46.8%、スポーツ少年団の女性の割合が18.2%という状況になっています。

団体はたくさんありますので、人数の提出をお願いしたことがない状況です。参考にさせていただきたいと思います。

●会長

それでは、山北さんですね。どうぞ。

●山北委員

まだ3年目なので、内容をまだ把握できてなくて、いっぱい質問をしてしまいました。

●会長

読んでいただいた上で何か質問があれば。

●山北委員

真摯に答えてくださって、特に22番について変更してくださるということで、読んでいてもどうなっているかがよく分からなくてすみません。一般企業に勤めているのですが、上司に目標をいつまでに何をやるかを可視化しろというのを言われてまして、残業についてもできないようになってきているので、皆さんも同じかなと思うのですが、少ししんどい作業ではあるかなとも思いますが、すみませんが皆さんよろしく願います。

30番なんかは別紙まで作ってくださってありがとうございます。見ていて前年度と同じ内容なので、もう定着しているのではないかなと思ひまして。もう努力はされているので、もういいのではないかなと。

でしたら、会長もおっしゃっていましたが、「誰に対して何を」というリーチの仕方、印刷物や SNS で情報発信をやっておられるので、市役所さんから市民へのコミュニケーションとなりますので、印刷物が主になるのかなと思います。一方的ではありますけれど、次はちゃんと見てもらって内容がわかるようなかたちになっていたらいいんじゃないかなと思いました。

問32のメンター育成についてですけれども、メンターというのは難しいなと思っておりまして、うちの会社がドメスティックな会社なんで特になんてすけれども、具体的にどうしたらいいのかなと、私も悩んでいます。あとは、何かやってこういう効果があったから次にいく、というやり方でやっていただいているなと思いました。以上です。

●会長

職員の方からよろしいですか。では次、吉田さんお願いします。

●吉田委員

デートDVについては前向きに考えていただけるといことで、お願いしたいと思ひます。

もし授業をされるのであれば、長期休暇の前にお願ひできたらと思ひます。生徒たちの反応ですが、自分たちのために来てくれてありがとうという言葉も聞かれましたし、外からの風を入れるというのはとても大事だと思ひます。

会計課なんですけれども、決算書と男女共同参画の視点が私の中で結びつかなかったのて、具体的な例があれば教えていただきたいと思ひます。

●会長

どうぞ。

●会計課

直接というのはどうなのか、というのはあるかもしれませんが、会計管理者は毎年決算書を作成しなければならないと、地方自治法で決められております。

その中で決算の数字および備考欄も記入していただいているのですけれども、担当課にまかせてこちらに原稿をいただいております。

ふだん何気なく使用している文言について、あまり意識がなくそのまま提出されるということもないことはないのですので、毎年確認をしております。固有名詞が多いので、そういうことはあまりないのですが、性別的な役割をイメージするような文言になっていないとか、男性や女性だけに使われる、例えば「女性フリーアナウンサー」とか「女性社長」ということは決算書には載ってないかもしれませんが、会計課として見るべきものは見るという姿勢でやっております。性別の固定観念にとらわれないようなものになっているか、誰が見ても違和感や疎外感がないかどうか、目を変え、人を変えて点検をしております。

●会長

それでよろしいでしょうか。

●吉田委員

あと、数値目標のところですが、訂正もあるかもしれませんが、管理職の割合のところ目標値がはいってなかったのて、質問させていただきました。

●会長

生徒への研修は長期休暇の前というアイデアなんですけれども、大切な視点ですよね。現状をみながら効果的な研修のやり方を考えていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

●副会長

2点ほど気になる点があります。

女性ホルモン、環境ホルモンの問題についてですね。15年ほど前に、研究者が分かったのは、魚の雄、雌化したという傾向があります。後に、いくつか国内大学でも若い20代男性の20%が子どもをつくる十分な精子をもっていないと

分かりました。

不思議なことにその後、マスメディアでも話題になっていません。もっと深刻になっているのではないかと推測が出来ます。女性が子どもを産めないのは、女性の方が『悪い』という考えがまだ多くの方が持っています。その結果として女性側が罪意識を持つようになります。その対策の一つとして、男性の方にも原因があり得ることを周知されるべきです。

もう一点が、令和7年度で計画が終わりますよね。将来に向けて何が必要かという外国からの労働力が増える中で、上記の内容も計画の中に入れて頂きたいです。これは言語問題だけでなく、多様な価値観が入って来るために、社会に対してマイナスの面に影響を与えないように対策が必要と思われると思います。以上です。

●会長

質疑応答に対してよろしいでしょうか。

●岸田委員

いくつか質問よろしいでしょうか。法改正とかさまざまなことがなされていて、これは令和4年度なんですけど、関わりがない部分もあるんですけど、1つは職員の男女の格差ということで、昨年4月1日から改正女性活躍推進法が施行されたそうで、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定、届け出、情報公開の義務化がされています。昨年から大企業を中心に賃金格差の解消が義務付けられるようになっていて、他市では男性が100に対して女性がいくらか、というのが公表されていると聞いているので、本市の状況を教えていただきたい。

それとp16のデートDVに関連してなんですけれども、今年の7月の改正で不同意性交罪というのが創設されたので、先程からでているデートDVの学習のなかで法改正に基づく啓発も進めていくべきではないかと思ったので、今後お願いします。

p24の性的マイノリティへの支援では、全国的にパートナーシップ制度がつくられてきている状況で、人口の7割超の地域で広がっているということです。大阪府でも導入されているのでHPでも紹介はされて飛ぶようになっているのですが、本市でも独自に制度をつくって対応し、多様な性を認め合うという姿勢を示して、LGBTQの方々への手厚い保護をしていく。これについては議会でも考えを問われていて、なかなかそれに関する答えは出ていないので、その見解について聞きたいです。

それと最後に複合的に困難をかかえる女性への支援については、本市もコロナ禍に相談事業とともに生理用品の配付事業を行ってきていただいています。これは継続的に行ってほしいという要望はしてきたものの、なかなかそれは検討段階で、トイレの設置を目標に頑張っていたきたいと、改めて要望させていただきます。

●会長

男女の賃金格差の公表についてはスタンバイされていますか。

●人事課

本市職員の賃金格差の公表については、まだ計算の方ができていません。これの説明を読んでいますと、給与だけではなく手当、超過勤務手当も含め、さらに正職員だけでなく会計年度職員などの非常勤の方も含めた数字ということで、かなり複雑になってきますので、計算に時間がかかっている状況です。今年度中には試算できたらと思います。

よろしく申し上げます。

●会長

法律に基づいた数値を出すというのは、議会もあるとは思いますが、次回の審議会で準備をしていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

●岸田委員

はい、そしたらパートナーシップのことだけ、担当課のほうから見解をよろしいでしょうか。

●人権・市民相談課

パートナーシップ宣誓制度については、市で独自でやっているところ是对応できませんが、四條畷市では独自ではやっていないので、大阪府で申請をしていただくと、宣誓をしていただけるということになります。

支援内容がないので、対応できるところがなかなかないのですが、四條畷市としては行わず大阪府でお願いしているという状況です。

●会長

はい、ありがとうございました。そしたら2その他について事務局からお願いします。

●事務局

2017年度から始まりました、第2次四條畷市男女共同参画推進プランについて2025年度、令和7年度までとなっております。次の計画策定にあたりまして、基礎資料とするために、来年度、令和6年度に男女共同参画に関するアンケート調査を実施したいと考えております。つきましては、アンケートの質問項目案をお配りしているものですが、案を作成しましたので、事前に目を通していただきまして、次回の審議会の方でご意見をいただきたいと考えております。次回につきましては、来年1月くらいを予定しておりますので、また事前に日程調整のご案内をさせていただきますので、よろしくお願いします。

●会長

引き続きその他をお願いします。

●人権・市民相談課

先ほど、岸田委員からもお話があった件ですけれども、現在当課では女性トイレに生理用品の設置について検討を行っています。2、3年前から生理の貧困というのは報道がされて、コロナ禍において経済的に困窮して生理用品が買えないという声が多くあって、全国的に無償で配付するという自治体がありました。

配付の方法については、自治体によって違ってはいるのですが、防災備蓄品の期限切れのものを使ったりということがありました。

このような中で、四條畷市では令和3年度に国の交付金を活用した事業の検討を行いまして、事業実施を行ったのですが、生理用品の配付のみでの交付金利用ができなかったことから、相談事業の周知啓発の一貫とした取り組みとして、生理用品に相談業務の案内チラシをそえて実施していました。

この事業は令和3年度に終了したのですが、女性活躍推進の観点から、この取り組みをする必要があると認識しています。

最近では大学の女性トイレに生理用品が置かれていたりとか、近隣市では枚方市の本庁と別館の女性トイレの共有スペースに設置されていたりします。

市議会議員の方からも一般質問で質問をいただいたりしています。設置方法についてはまだまだ検討しているところですが、まずは設置することについて、委員のみなさんからご意見いただければと思い、お時間をいただきました。よろしくお願いします。

●会長

この審議会でも出された意見について、第2回の審議会でも、できる答えはいただくということですね。もうひとつは、生理用品の配付を市内の女子トイレで行うということを検討されているということですね。

何かご意見はありますでしょうか。

(意見なし)

●会長

この審議会としても進めてください、ということですね。ありがとうございました。

●事務局

本日の次第はすべて終了しましたので、審議会を終わりたいと思います。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありが

ありがとうございました。